

高向野不ありは午から之れは討ちたりは五さうの内勤に於けるは
本兵と既下融令一又本兵と此の如きは既実と出来しりは
初めは理想と別き事とするかありは
然るに此を核の心持が一筋のあつみありは又らす也此の新案は
破りゆく事は快に困難な事と私に確実と信ずるは
すれは此の意味に於て今故なき諸君と在る闘ひは、たゞと
のふありはすれは、あつみと力と神とあつみ層令は、たゞと
希望とするは、たゞとありは、私に今を、たゞとありは、たゞと
示さぬ、たゞとありは、たゞとありは、たゞとありは、たゞと
然るに、たゞとありは、たゞとありは、たゞとありは、たゞと

別記

兵役ニ関スル件

決議

國民ノ兵役ニ服シ且ツ簡閲兵呼勤務演習ニ應スルハ
本主義國ニ對スル大ナル奉仕ナル然ルニ之レカ爲
ニ吾々賃銀勞働者ノ其生活手段ヲ悉テ奪ハルル如キハ
甚敷不公平ト云ハサルヲ得ナイ故ニ現役除隊後ハ直ニ
舊職ニ服スヘキカ甚然ナル且ツ簡閲兵呼勤務演習ニ
應スル者ニ對シテ日給ヲ支給スル義務カアルモノト認
ム應備者ハ速クニ右ノ義務ヲ履行スヘシ

大正十四年十月六日

日本勞働者同盟十四年度臨時大會